



令和6年6月 日

木更津市役所 企画部地域政策室 御中

木更津市地域自立支援協議会 会長 野中道男

吾妻公園文化芸術施設建設における障がい者等の利用に配慮した設備整備に関する要望書

平素より、障がい者の社会参加促進ならびに公共施設整備におけるバリアフリー化推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび計画されている「吾妻公園文化芸術施設」は、こどもから高齢者まで多世代が気軽に集い、学び・憩える心地よい空間の創出を目的とするもとの事で、市民が長年願ってきた「誰もが安心してアクセスできる公共施設」の一つが実現することと、大きな期待を寄せています。

本施設はホール、図書館、中央公民館といった機能を備えるほか、大屋根広場、交通公園、遊具エリアなども併設される予定、との事で今後多くの市民が利用する重要な地域拠点となると予想されます。

このような公共施設の建設に際し、障がいのある方々が自らの意思で移動し、情報を受け取り、施設を安全に活用できる環境(合理的配慮)を整備することは、市の責務であると考え、以下の通り施設整備にあたってぜひ取り入れていただきたい配慮事項を要望いたします。

記

1. 要望内容

(1) エレベーター

- ・階を示すボタンはタッチパネルではなく押しボタン式とし、すべての階に点字表示を設置してください。
- ・現在位置を音声と光で知らせる階数表示を設置してください。
- ・利用者がエレベーター内に閉じ込められた際、双方向カメラで状況が確認できるタイプのエレベーターを設置してください。

(2) トイレ

- ・非常時の光警報装置等については、感知器に連動する非常音声放送と共に、点滅又は回転する赤色灯(パトライト)の設置をトイレ内に設置してください。
- ・聴覚障がい者のために、パトライトや電光掲示板・トイレ広告で緊急時(地震や火災等)に施設外の状況を即時に把握できるよう複数台設置してください。

(3) 施設内外の誘導

- ・都市計画道路中野畑沢線の路線バス停留所(航空隊前)及びイオン巡回バス乗降場から施設入口までの誘導ブロックの設置と施設玄関への誘導鈴の設置をしてください。
- ・中野畑沢線の路線バス停留所(航空隊前)直近の自衛隊入り口前交叉点(T字路)の信号機(木更津120)に視覚障がい者用の押しボタン式の音声装置の付加と横断歩道中央にエスコートゾーンの設置をしてください。
- ・都市計画道路中野畑沢線の新宿交差点から吾妻公園の新施設まで誘導ブロックを設置してください。
- ・視覚障がい者向けに、点字ブロック(誘導・警告)を施設出入口から主要エリアまで施設してください。
- ・電光掲示板を複数個所設置してください。また、緊急事態(地震や津波などの災害時)に割込み表示として、緊急事態であることが分かるようなシステム等を導入してください。
- ・通路や階段に手すりが設置されている場合は、手すりに点字案内プレートを設置してください。
- ・各部屋の入口に接地される部屋名プレートに点字表記を加えてください。

(4) その他の安全設備

- ・エスカレーター手前などには、警告ブロックを設置してください。
- ・館内全体において、緊急時に光と文字で即時周知可能な警報システム(パトライト及び電光掲示板)を設置してください。

(5) 合理的配慮に関するもの

- ・舞台上の音声を効果的に伝える聴覚支援システムである、ヒアリングループ(磁気ループ)をホールと公民館エリアにも設置してください。
- ・バリアフリー字幕表示を行えるスマートグラスを貸与してください。
- ・座席字幕システムを導入してください。

本施設は、多世代の市民が日常的に集い、学び、楽しむ文化・福祉の拠点となるものであり、バリアのない設計はその根幹を支える必須条件です。障がい者にとっては、総合案内の職員による対応も重要ですが、他者に依存せず、誰もが自らの力でアクセスできる、自立して移動可能な「自立支援型施設」となるように環境整備することこそが持続的、合理的配慮にあたり真の共生社会の実現につながると私たちは信じています。

建設初期段階からこれらの設備や導線整備を念頭に置き、ぜひ実現に向けたご検討をお願いいたします。

■ 法令・制度に基づく根拠一覧

(1)エレベーター関連

要望内容：

- 押しボタン式・点字表示
- 音声と光での階数表示
- 双方向カメラによる安全確認

関連法令・ガイドライン：

- バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)
- 建築物移動等円滑化誘導基準(国交省)
- 建築基準施行令

(2)トイレ関連

要望内容：

- 非常時の光警報装置(音・光)
- パトライト、電光掲示板

関連法令・ガイドライン：

- 消防法施行規則
- 国土交通省「高齢者・障害者等の円滑な利用に配慮した建築設計標準」
- 障害者差別解消法(合理的配慮)

(3)施設内外の誘導

要望内容：

- 誘導ブロック・誘導鈴
- 音声装置付き横断歩道、エスコートゾーン
- 点字ブロック、点字案内
- 電光掲示板と緊急表示
- 各種点字表示(手すり、部屋名)

関連法令・ガイドライン：

- 道路構造令
- 視覚障害者誘導用ブロック設置基準(国土交通省)

- 交通バリアフリー法 → バリアフリー法に統合(平成 18 年)
- バリアフリー新法「建築物移動等円滑化誘導基準」
- 障害者差別解消法(合理的配慮)

(4)その他の安全設備

要望内容:

- 警告ブロック(エスカレーター前)
- 館内の視覚的警報設備(電光掲示板、パトライト)

関連法令・ガイドライン:

- 建築基準法
- 消防法施行令
- 国交省ガイドライン(ユニバーサルデザインの推進)
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

(5)合理的配慮に関するもの

要望内容:

- ヒアリングループ(磁気ループ)
- スマートグラス(字幕)
- 座席字幕システム

関連法令・制度:

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 障害者差別解消法
- 文化芸術基本法
- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

■ その他 関連する法令等

- 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
- 国土交通省「共生社会に向けたバリアフリー化推進要綱」
- 総務省「災害時要配慮者支援のガイドライン」
- 千葉県福祉のまちづくり条例
- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
- 木更津市共生社会づくり条例